

「信用取引口座設定約諾書」新旧対照表

平成24年7月9日
(下線部分変更)

新	旧
第19条（届出事項の変更届出） 貴社に届け出た氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。	第19 条（届出事項の変更届出） 貴社に届け出た氏名若しくは名称、 <u>印章若しくは署名鑑又は住所若しくは</u> 事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。